

平成30年2月5日

1・2年生保護者様

大阪市立梅香中学校  
校長 渡部 公伸

## 平成30年度（2018年度）就学援助申請について

余寒の候、保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

大阪市では、経済的な理由により就学が困難な大阪市立の小・中学校に通学される児童生徒の保護者に対して、援助を行い、児童生徒が等しく義務教育を受けることができるように就学援助制度を設けています。

援助を希望される場合は、大阪市教育委員会「平成30年度（2018年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」リーフレットをよくお読みのうえ制度の趣旨をよく理解いただき、下記の要領にて申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 申請方法（援助を希望される場合のみご提出ください。）

提出書類	「就学援助申請書兼世帯状況票」および「証明書類」
提出場所	大阪市立梅香中学校 事務室
受付時間	（平日）8：30～17：00（開庁日（土・日・祝日）の受付はありません）

※申請書類の提出にあたっては、保護者の方が持参または送付いただきますようお願いいたします。

※きょうだい在同一校に通学されている場合、就学援助申請書兼世帯状況票は1枚でご提出ください。

#### 2. 申請時期 ※申請は平成30年3月1日から受け付けます。

申請区分	申請期限	申請理由
早期2（書類審査）	平成30年3月15日（木）まで	①～⑪
一般1（税情報利用）	平成30年5月15日（木）まで	①・⑫
一般2（書類審査）	平成30年6月29日（木）まで	①～⑫

### 3. 申請にあたっての注意事項

○ 援助を受けられる方（申請理由）はリーフレット表紙（P. 1）の表のとおりです。

○ 「早期2」、「一般2」は証明書類の添付が必要です。（リーフレットP. 2～3参照）

○ 「一般1」は市税事務所等で平成30年3月15日までに申告された内容で税情報により審査をおこないますので所得に関する証明書類は不要です。

ただし、申請理由⑫で借家等にお住まいとして申請される場合は、「借家等」に関する確認書類（賃貸借契約書の写し等）の添付が必要です。（リーフレットP. 6参照）

○ 申請理由⑫（一般1・一般2）で世帯全員（生計を一にする者全員）の所得を合算した合計所得で所得審査されます。

その際、税法上の控除対象配偶者や扶養親族について住所地の所管市税事務所で

“所得の申告”をされている場合は申告時の所得を審査対象所得としますが、市税事務所での“所得の申告”が未申告の場合、その控除対象配偶者や扶養親族については実際の所得に関係なく一律38万円の所得があったものとして合算した合計所得額で所得審査が行われますのでご注意ください。（リーフレットP. 3～4参照）

世帯全員（生計を一にする者全員）の所得合計額と所得基準額を確認し申告を行うことにより所得基準額以下になる場合は、必ず市税事務所等で申告を行ってください。

○ 所得を証明する書類は、収入・有無にかかわらず所得世帯全員分必要です。

（平成12年4月1日以前に生まれた方全員の証明書類が必要です。※提出する証明書類は年度を統一してください。）

○ 申請理由①、④、⑤、⑧、⑫について、ひとり親世帯として申請される場合、

申請者に配偶者がいないことを証明する書類の添付が必要です。（リーフレットP. 5参照）

○ 就学援助費振込口座に学校徴収金口座（関西アーバン銀行野田阪神支店の口座）

以外の口座で登録を希望される場合は「就学援助費口座振替申出書」の提出が必要となりますので梅香中学校事務室までお申し出ください。用紙をお渡しします。

なお、お子さま名義や世帯状況に記載のない方の口座は登録できません。

（学校徴収金振替口座を就学援助費振込口座に利用する場合は提出不要です。）

※申請書の記入方法や証明書類（添付書類）等の詳細につきましては、

「平成30年度（2018年度）就学援助制度のお知らせ（早期2・一般・随時）」

リーフレットにてご確認ください。

#### 【お問い合わせ先】

大阪市立梅香中学校（事務室） ☎ 代06-6462-2171 ・ 住所：〒554-0021 大阪市此花区春日出北3-12-24  
教育委員会事務局学校経営管理センター事務管理担当（就学援助グループ） ☎ 06-6575-5654